## 基準１－３　教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

### 分析項目１－３－２　教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

【分析の手順】

・教授会等（教育活動に係る重要事項を審議するための組織）について、構成、責任体制及び審議事項、権限委任事項等を確認する。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績を確認する。

※教育活動に係る重要な審議事項とは、学校教育法第93条第２項に定めるものをいう。

※教授会において代議員会制度等を活用している場合には、教授会が、代議員会等における審議事項や権限移譲を審議・決定し、規則として明確に定められている必要がある。

・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－２）

| 組織番号 | 教育研究上の基本組織 | 会議等名称 | 規定上の開催頻度 | 前年度における開催実績 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

* 組織番号の欄には、領域６の資料名作成の際と同じものを記入してください。